

3D プリンティング技術に関する知的財産の保護

Protection of Intellectual Property about 3D Printing Technology

赤塚正樹 Masaki Akatsuka

ひので総合特許事務所 代表弁理士

法政大学理工学部 非常勤講師

1995年東京大学大学院工学系研究科修士過程修了。電機メーカーにて各種材料の研究開発に従事した後、2003年から都内特許事務所に勤務。2006年に弁理士登録、2011年に埼玉県(大宮)に特許事務所を独立開業。これまで取り扱った特許・商標などの知的財産は延べ2000件を超え、日本国内に限らず外国の知的財産制度に関する知識・経験を豊富に持つ。独立開業後は、初心者でも相談しやすい「かかりつけ知財ドクター®」として、中小企業・個人事業主を中心に知的財産の発掘・保護・活用に関する支援を行っている。2018~2022年は東洋大学、2023年からは法政大学の非常勤講師を務め、学生の知的財産マインドを高める教育にも携わっている。

昨今、3Dプリンティング技術の発展により、製造業が大きく変革されると言われている。3Dプリンティング技術により、これまで実現が困難だった製品の造形ができるため新たな付加価値を生み出せるだけでなく、デジタル化の流れとも相俟って製品の企画・設計・製造プロセスを大幅に効率化でき、さらには高精度かつ再現性よく製造できることからアイデアさえあれば誰でも物づくりに参入できるようになることが期待される。

一方で、手軽に3Dプリンティング技術を扱えるようになれば、模倣品の出現が想定される。例えば、製品の立体構造を現す三次元データ(CAD)の情報を入手してしまえば、理論上、素人でも全く同じ製品を製造することができてしまうからである。究極的な言い方をすれば、この三次元データは製品そのものであって、極めて高い財産的価値を持っている情報であると言える。

こういった財産的価値のある情報を「知的財産」と言う。知的財産は、手に取ることができない情報であるため複製や模倣が容易であり、一度流出してしまうとそれを取り戻して元の状態に戻すことは事実上不可能なものである。したがって、知的財産をしっかり保護することが大切である。

本講演では、知的財産の基礎知識及びその保護のあり方から、特に3Dプリンティング技術において求められる知的財産に関する取り組みについて述べる。